

# 公益法人制度改革工程私案

2002.5.17

さわやか福祉財団理事長・弁護士

堀田 力

## 1. 第一段階：公益法人整理原則の確立と整理の仕組みの設立

(整理原則案)

- (1) 公平かつ平等なる執行を権力的に行う以外に国民のニーズを満たし得ない事業を行う公益法人

### 行政が吸収

- (2) 行政及び営利法人が行うのにいずれも適さないサービス(調査研究を含む)であって、国民にとって必要不可欠でありながら国民の寄附その他の支援が期待できないものを事業とする公益法人

### 独立行政法人化

- (3) 利潤をあげることができる事業を営むもの

### 営利法人化

- (4) その他の公益法人

中間法人・NPO法人らと同じく非営利法人化

( 整理の仕組み案 )

構造改革 ( 行政規制のミニマム化 ) の視点から、( 1 ) ( 2 ) 及び ( 3 ) の選別を行う強力なプロジェクトチーム ( 有識者及び有識の議員が参加 ) を改革本部に設置

## 2 . 第二段階 : 以下の作業を同時並行的に実施

( 1 ) 廃止及び縮少、行政による事業の吸収、独立法人化又は営利法人化について必要な手続を定め、環境を整備しつつ、期限を定めてこれを推進する。

( 2 ) 民法の公益法人に関する規定を非営利法人に関する通別規定に改め、1 . ( 1 ) ( 2 ) ( 3 ) 以外の法人で存続を望むものを、これに移行させる。

- ・ N P O 法人及び中間法人もこれに移行
- ・ 非営利法人は、登記により設立
- ・ 開示を徹底させる
- ・ 営利法人たるべきものの非営利法人成りをチェック
- ・ 不当に利得した役職員の不当利得返還義務

( 3 ) 非営利法人中、市民公益を実現する法人 には、内閣府又は都道府県の認定 ( A 法人 ) 及び税務当局の認定 ( B 法人 ) により、税制上の優遇措置を付与

- ・( A 法人 = N P O 法人及び同等以上の公益活動をしている公益法人 ) みなし寄附を認める

- ・( B 法人 ) 特増法人と同様の優遇措置

- ・いずれの認定も、 財政的支援者、 労務提供者 ( ボランティア ) 又は 受益者が不特定多数であることを基本的要件に、客観的基準 ( 計量的な方程式をつくる ) によって認定 ( B 法人は現行認定基準をかなりゆるめた基準。 A 法人は、さらにゆるやかに )

( 4 ) ディスクロージャーを徹底、市民による監督を主体に。実績により取消しを ( 事後規制に重点 )

( 5 ) 虚偽の開示にはきびしい罰則